

常勤特別職員の給与に関する条例（昭和28年清水町条例第23号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の227.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4（略）</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の常勤特別職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
（平成30年度における期末手当の特例）
- 3 平成30年度に限り、この条例による改正後の条例第4条第2項中「100分の222.5」とあるのは「100分の232.5」に読み替えるものとする。